

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第29号

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第1号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「親である配偶者」を「親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。以下この項において同じ。)である配偶者」に改める。

第4条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第12条中「第10条第5号」を「第10条第6号」に改める。

第1号様式中「続柄」の次に「等」を加え、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第6条関係)

養育状況変更届

年 月 日

様

職 名 _____

氏 名 _____ (印)

☐育児休業

次のとおり□育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け

出ます。 ☐部分休業

1 届出の事由

- ☐ 休業等に係る子を養育しなくなった
- ☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった
- ☐ その他()
- ☐ 休業等に係る子が死亡した
- ☐ 休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む)
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- ☐ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- ☐ その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 日 日

第4号様式中「続柄」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。